

広島県告示第八百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社すけさん	呉市天応西条二丁目六番一六号	訪問介護事業所 春のこえ	呉市天応西条二丁目六番一六号	平成三年三月一日
株式会社平和	呉市吉浦本町二丁目六番一八号	ヘルパーステーションきずな	呉市吉浦本町二丁目六番一八号	平成三年八月一日
株式会社ミウラオート	三原市古浜一丁目八番七号	株式会社ミウラオート介護事業部訪問介護ステーションおもいやり	三原市古浜一丁目八番七号	平成三年六月一日
福本 泰規	尾道市向島町五四三七番地一	向島小児科外科クリニック	尾道市向島町五四三七番地一	平成三年七月一日
社会福祉法人静和会	府中市土生町一六三六番地一	デイサービスプラザ結	府中市広谷町九五九番地一	平成三年七月一日
三次農業協同組合	三次市十日市東三丁目一番一号	J A三次福祉用具レンタル事業所「和」	三次市十日市東三丁目一番一号	平成三年四月一日
三次農業協同組合	三次市十日市東三丁目一番一号	J A三次特定福祉用具販売事業所	三次市十日市東三丁目一番一号	平成三年四月一日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八番七号	アースサポート 東広島	東広島市西条中央三丁目六番一号	平成三年七月八日
社会福祉法人廿日市福祉会	廿日市市原四八一番地一	介護保険相談室 こすもすヶアセンター	廿日市市原四八一番地一	平成三年七月一日
有限会社サンレイ介護研究所	廿日市市串戸二丁目一六番一七号	サンレイ訪問介護事業所	廿日市市串戸四丁目二番一六号	平成三年三月一日
株式会社悠々	福山市松浜町四丁目三番五号	デイサービス悠々	世羅郡世羅町西神崎八〇六番地	平成三年三月一日
株式会社悠々	福山市松浜町四丁目三番五号	居宅介護支援悠々	世羅郡世羅町西神崎八〇六番地	平成三年三月一日